\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	<i>+</i> ,	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	. 0	. 0
消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二号)(抄) ・・・・・・・・・・1	農業改良助長法施行令(昭和二十七年政令第百四十八号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和四年政令第百二十八号)による改正後】(抄) ・・・・・・・1 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)【国家公務員法等の一部を改正する法律及び国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部	教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)【地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)による改正後】(抄)・・10	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)【地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)による改正後】(抄)・・・9	地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

0	. 0	\circ	\circ	\circ	\circ
過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	める政令(平成十六年政令第百五十七号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	職員の兼業の許可に関する政令(昭和四十一年政令第十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・13

0 地方公務員法 (昭 和二十五年法律第二百六十一号) 【地方公務員法の一 部を改正する法律 (令和三年法律第六十三号) による改正前】 抄)

(定年による退職)

第二十八条の二 職員は、 定年に達したときは、 定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、 条例で定める日

2~4 (略)

退職日」という。

に退職する

(定年による退職の特例)

第二十八条の三 かかわらず、 職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理 務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。 条例で定めるところにより、 任命権者は、 定年に達した職員が前条第一 その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、 項の規定により退職すべきこととなる場合において、 その 由があるときは、 職 員 の職 務 その の特 職員を当 同項の規定に 殊性又は ⊺該職 その

退 由 職 があるときは、 任命権者は、 日 0 翌日から起算して三年を超えることができない。 前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、 条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。 前項の事由が引き続き存すると認められる十分な ただし、 その期限は、 その職員に係る定年 理

定年退職者等の再任用)

2

第二十八条の四 その者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、 た後退職した者又は定年退職日以前に退 従 い前の勤務実績等に基づく選考により、 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等 ..職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例で定める者をいう。 一年を超えない範囲内で任期を定め、 (第二十八条の二第一 この限りでない。 常時勤務を要する職に採用することができる。 項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務 ただし、 以下同じ。)を その者が

- 2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、 条例で定めるところにより、 一年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 例で定める日以 前二項の 規定による任期については、 前 配でなけ ればならない。 その末日は、 その者が条例で定める年齢に達する日以後における最初の三月三十一日までの間におい
- 4 前項 年 齢 玉 の職 員につき定めら れている任期の 末日に 係る年齢を基準として定めるものとする。
- 5 第一項の規定による採用については、第二十二条の規定は、適用しない。

第二十八条の 占める職員の 時 間勤 務 0 五. 職 週 任 **当** 間当たりの通常の勤務時間に . 命 権者は、 該職を占める職 当該地方公共団 員の 週 体の 間当たり 比し 定 短い 年退 0 通常 時間であるものをいう。 職 者等を、 の勤務時間が、 従前の 勤務実績等に基づく選考により、一 常時 以下同じ。 勤務を要する職でその職務が当該短時)に採用することができる。 年を超えない範 間 勤 務 囲 の職と同 内で任期を定め、 種 0 もの を

2 · 3 (略)

第二十八条の六 この 体が組織する地方公共団 定年退職者等を、 場合におい ては、 第二十八条の四第一項本文の規定によるほ 従 同 前の勤務実績等に基づく選考により、 項ただし書の規定を準用する。 体 の組合の定年退職者等を、 地方公共団体の か、 地方公共団体の 年を超えない 組合の 範囲内で任期を定め、 任命権者にあつては当該地方公共団 組 合を組 織 する地方公共団 常時 勤務を要する職 体の 任命 体の 権 者に 組合を組織する地方公共団 に採用することができる。 あ つては当該地方公共団

2·3 (略)

 \bigcirc (定年前再任用 地方公務員法 短時間勤務職員の任用 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 【地方公務員法の一 部を改正する法律 (令和三年法律第六十三号) による改正後】 (抄)

第二十二条の四 た場合における第二十八条の六第一項に規定する定年退職日をいう。 係る定年退 当たりの通常の勤務時間 定めるところにより、 される職員その 短い ,時間 職日 である職をいう。 1相当日 任命権 他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。 従前 者は、 (短時間勤務の職を占める職員が、 が、 の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、 常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員 当該任命権者の属する地方公共団体の条例年 以下同じ。)に採用することができる。 常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の 第三項及び第四項において同じ。 ただし、 - 齢以上退職 条例年 齢 者 以上退職者がその (条例で定める年齢に達した日以後に退 短時間勤務の をした者をいう。 者を採 を経過した者であるときは、 う の 一 職と同 週間当 職 用しようとする (当該職を占める職員の 種の たりの通常の 職を占めてい 以 下同じ。 短時間勤 職 (臨時 が勤務時 るもの この限りで を、 的に任任 務の 間 条例 とし 職に に 週 比 間 で 用

2 (略)

ない。

3 日 か 第一 . Б 項の 定年退職 規定により採用された職員 日 相 当日までとする (以下この条及び第二十九条第三項において 「定年前再任用短時間勤 務職 員 という。 0) 任 期 は、 採用 0

4~6 (略)

第二十二条の Ŧī. 地方公共団 体の組合を組織する地方公共団 体の任命権者は、 前条第 項 本文の規定によるほ か、 当該地· 方公共団 体の組合の条例年

齢以 ることが 上退 職 できる。 者 1 を、 条例 で定めるところにより、 従 前 の勤 務実績その 他 0 人事委員会規則で定める情報に基づく選考に により、 短時 間 勤 務 0 に 採 用

- 2 地 ては、 条例で定めるところにより、 方公共団 公平委員会規則) 体の 組 合の任 命権者は で定める情報に基づく選考により、 従前の 前 勤務実績その他の地方公共 条第 項 (本文の! 規定によるほ 短時 対団体の 間 か 勤務 当 組 合の 0 該 職 地 に採用することができる 規 方 則 公 共 (競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団 4 体 0 組 合を組織する 地 方 公 共 団 体 \mathcal{O} 条 例 年 齢 体の 組 退 合に 職 者
- 3 前 一項の場合においては 前条第一項ただし書及び第三項から第六項までの規定を準用する。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第二十八条の ことができる。 期間内。 る定年退 ところにより、 職日 第三項において同じ。)で当該異動期間を延長 五. (以下この項及び次項において 当該 任命権 職 者は、 員が占める管理監督職に係る異 他 の職 の降任等をすべき管理監督職を占める職員について、 「定年退職 動 日 期間 į という。 引き続き当該管理監督職を占める職員に、 の末日の 翌日から起算して一年を超えない がある職員にあつては、 次に掲げる事由があると認めるときは、 当該異動期間 当該管理 期 間 内 0 (当該 性監督職 末日 0) 期 翌 日 を占めたまま勤務をさせる 間 内に次条第 から定り 年 退 条例で定め 項に規 職日 はまでの 覚定す

- て条例で定める事 T該職 員 0 職 務 0 遂行 上 の特別の 事 事情を勘 案して、 当該職! 員 \mathcal{O} 他 0 職 0) 降 任等により公務 の運営に著しい 支障が生ずると認 め 6 れ る事 由 لح
- に著しい 当該職員の職務の特殊性を勘案して、 支障が :生ずると認められる事由として条例で定める事由 当該 職 員 0) 他 0 職 0) 降 任等によ 59 当該 管 理 監 督 職 \mathcal{O} 欠員 0 補 充が 木 難 となることにより 公 務 0 運 営
- 管理 項 年を超えない期間内 て、 任命権者 **生監督職** おいて同 前項各号に掲げる事由 は、 に係る異動 じ。)で延長された当該異 前 項又はこの項の規定により異動期 (当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、 期間 の末日の が引き続きあると認めるときは、 翌日 から 動 以期間を更に延長することができる。 起算して三年を超えることができない。 間 (これらの規定により延長され 条例で定めるところにより、 延長された当該異動 ただし、 た期間を含 更に延長される当該 期間の末日の 延長され む。 た 当 が 延 翌日から 該 延長され 異 異 動 動 期間 期 定年 た管理 間 0 0) 末日 退 末 監督 職 日 は 日 \mathcal{O} 職 ま 꾶 当該 での を占 日 か 期間 職 5 8 起算 る職 員が占め 員に L て一 第四 0
- 難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認めら 互. 一に類似する複数の管理監督職であつて、 任命権者は、 委員 属する管理 **只会規則** 第一 監督 (人事委員会を置かない 項 職 を占 の規定により異動期 8 る職員につい 地方公共団体においては、 これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その て、 、間を延長することができる場合を除き、 当 該 職 員 0) 他 の職 れる事由として条例で定める事由があると認めるときは、 0) 地方公共団体の規則) 降任等により、 他の 当該 職 で定める管理監督 特定管理監督職 の降任等をすべ 群に 他の 職 き特定管 特別の をい 属する管理 . う。 事 理 以 情 監 監督 条例で定めるところによ があ 下この項 督 職 職 る管理監督職とし 群 \mathcal{O} (職 欠員 に お 務 \mathcal{O} て同 補 内 . 容が 充が 木 相

3

2

督職 任 当該 を占め 職 てい 員が占める管理監督職に係る異 る職 員に当該管理監督職を占 動 めたまま勤務をさせ、 期 間 0 末 日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、 又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督 職 群 引き続き当該 \mathcal{O} 他 0 管理監督 管理 職

若しくは転任することができる。

員について前項に規定する事由があると認めるとき(第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、 又は前項若しくはこの項の規定により異動期間 ・を超えない 任命権者は、 て前項 期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。 、に規定する事由が引き続きあると認めるときは、 第一項若しくは第二項の規定により異動期間 (前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。 (これらの規定により延長された期間を含む。) が延長された管理監 条例で定めるところにより、 延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一 が延長され た管理監督職を占める職員 督職を占め る職

5 略

(定年による退

第二十八条の六 及び第二項ただし書において「定年退職日」という。)に退職する。 職員は、 定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、 条例で定める日 (次条第 項

2 \ \ 4

(定年による退職の特例

第二十八条の七 当該 きは、 占めている職員については、 第四項までの規定により異動期間 |職員が占め ||該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、 同項の規定にかかわらず、 ている管理監督職に係る異動 任命権者は、 同条第 定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、 条例で定めるところにより、 (これらの規定により延長された期間を含む。) を延長した職員であつて、 項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、 期 間の 末日 の翌日から起算して三年を超えることができない。 当該職員に係る定年退職 引き続き勤務させることができる。 日 の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め ただし、 定年退職日において管理監督職を 次に掲げる事由があると認め 第二十八条の 当該期 五第一 限は ると 項 か

が 生ずると認められる事由として条例で定める事 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員 由 の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、 当該職員の 退 飛に より 公務 の運営に著しい

木 任命権者 前条第 **.難となることにより公務** は 項 の規定により退職すべきこととなる職員 前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、 の運営に著しい支障が生ずると認めら の職務 の特殊性を勘案して、 れる事由として条例で定める事 当該職員の退職 前項各号に掲げる事由 由 により、 当 該 職 員が が引き続きあると認めるとき 占 \emptyset る職 0 欠員 補 充が

2

は、 職員に係る定年退職 条例で定めるところにより、これら 日 同 項ただし 書に規定する職員にあつては、 0 期 限 欧の翌日 から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。 当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間 0) ただし、 末日) 0) 翌日 当 該 期 から起算 限 は

3 (略)

して三年を超えることができない。

○ 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号) (対

附則

(施行期日)

第 この法 律 は、 令和五年四月 日 から施行する。 ただし、 次条の規定は、 公布 0 日 から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第四 以下同じ。 地方公共団体においては公平委員会規則、 する常時勤 法第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会(以下この項及び次条第二項において「競争試験等を行う公平委員会」という。 定める職にあっては、 に達する日以後における最初の三月三十一日 条 任命権者は、)で定める情報に基づく選考により、 務を要する職 当該任命権者の属する地方公共団体における次に掲げる者のうち、 条例で定める年齢)に達している者を、 に係る旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年 人事委員会及び競争試験等を行う公平委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の (以下「特定年齢到達年度の末日」という。) までの間にある者であって、 一年を超えない範囲内で任期を定め、 条例で定めるところにより、 条例で定める年齢 当該常時勤務を要する職に採用することができる。 従前の勤務実績その他の人事委員会規則 (施行日以後に設置された職その他の条例で (第四 項において 当該者を採用しようと 「特定年齢」 (地方公務員) を 置く 規則

一 施行日前に旧地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者

いる者

施行日 旧地方公務員法第二十八条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務し 前に退職した者 (前二号に掲げる者を除く。) のうち、 勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として条例で定 た後退 職 た者

2 での 他 第三項の規定に基づく定年をいう。 の 令和十四年三月三十一日までの間 間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法定年 施行日以後に新地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者 (事委員会規則 で定める情報に基づく選考により、 次条第三項及び第四項において同じ。 任命権者は、 当 該 任 年を超えない 命権者の属する地方公共団体における次に掲げる者のうち、 範囲内で任期を定め、)に達している者を、 当該常時勤務を要する職に採用することができる。 条例で定めるところにより、 (新地方公務員法第二十八条の六第 特定年齢 従 前 到 達 \mathcal{O} 勤務実績その - 度の 一項及び 末日 ま

- 施行日 以 後 に新 地方公務員法第二十八条の 七第一 項又は第二項の規定により勤務 した後退職した者
- 施行日 以 に新 地方公務員法第二十二条の四 第 一項 の規定により 、採用された者のうち、 同条第三項に規定する任 加期が 満了したことにより 退
- 兀 1.第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者 施行日以後に新地方公務員法第二十二条の五第一項又は第一 一項の規定により採用された者のうち、 同条第三項において準用する新地方公務員
- 五. 定める者 施行日 以後に退職した者 (前各号に掲げる者を除く。) のうち、 勤続期間その 他 の事情を考慮して前各号に掲げる者に準ずる者として条例で
- 3 当 前 該任期の 二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、 末日 は 前 項 の規定により採用する者又はこの項の 条例で定めるところにより、 規定により任期を更新する者の特定年 年を超えない -齢到 範囲内で更新することができる。 達年 度 0 末 日以前 でなければならな

4·5 (略)

第五 る者を、 げる者のうち、 条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年 当該常時勤務を要する職に採用することができる。 地方公共団 条例で定めるところにより、 特定年齢 体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、 到達年度の末日までの 従前の勤務実績その他 間にある者であって、 (施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあっては、 の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、 前条第一 当該者を採用しようとする常時勤務を要する職 項の規定によるほか、 当該地方公共団体の組合における同項各号に 条例で定める年齢) 一年を超えない に係る旧 地方公務員法第二十 ・範囲内で任期 に達して 掲

- 者のうち、 の二第二項及び第三項の規定に基づく定年 |常時勤務を要する職に採用することができる。 地方公共団体の ては、 条例で定めるところにより、 公平委員会規則 特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、 組 合の任命権者は 第四項及び附則第七条において同じ。 従前の勤務実績その他の地方公共団体の組 前条第一項の規定によるほ (施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあっては、 当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧 か、 で定める情報に基づく選考により、 当該地方公共団 合の規則 体の組合を組織する地方公共団 (競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の 年を超えない範囲内で任期を定め、 条例で定める年齢) 体に 地方公務員法第二十八条 おける同項各号に掲げる に達してい 組合に . る者 当
- により、 職に係る新 め 令和十四 組 温合に 年を超えない範囲内で任期を定め、 .おける同項各号に掲げる者のうち、 年三月三十一日までの間、 地 方公務員法定年に達している者を、 地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、 特 当該常時勤務を要する職に採用することができる。 定年齢 条例で定めるところにより、 到達年度の末日までの間にある者であって、 従 前 0 勤務実績その 他 前条第二 当該者を採用しようとする常時勤務を要する \mathcal{O} 人事委員会規則で定める情報 項 \hat{O} 規定によるほ か、 当該地方公共 に基づく選考 寸

3

2

- 4 職 に係る新地方公務員法定年に達している者を、 共 令 団 和 体に +应 におけ 年三月三十一日までの る同 項各 号に掲げる者のうち、 間 地 方公共 特 寸 定年 条例で定めるところによ 体 0 齢 組 到 合 達 0 年度 任 命権者は、 0 末日まで 5 9 , 前 0) 条第一 間 従 前 に 項 あ 0) 勤 る者であ の規定によるほ 務実績その いって、 他の 当 か、 地方公 「該者を採 当 該 共 地 方公 団 用 体の 共団 ようとする常時 組合の規則で定める情報 体 0 組 合を 勤 組 務 する地 を要 くする 方
- 5 品各項の 場合に おいては、 前条第三項及び第五項の規定を準用する。

り、一年を超えない範囲内で任期を定め、

当該常時勤務を要する職

に採用することができる。

づく選考によ

- 第六条 号に掲げる者のうち、 占 項 考により、 あ Ď 一第二項 る職 厄 及び第二項において同じ。 第 任 員が、 命 権者 項に規定する短時間勤務 及び第三項の規定に基づく定年 たは、 年を超えない範囲内で任期を定め、 常 時 勤 新 特定年齢到達年度の 務を要する職 地方公務員法第二十二条)に達している者を、 でその \mathcal{O} 職 をい 職 末日まで (施行日以 一務が当 、 う。 0 附則第: 兀 当該短時間勤務の職に採用することができる。 、 の 間 該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧 第 条例で定めるところにより、 後に設置された職その 匹 八条第二項を除き、 にある者であって、 項 の規定に か カコ わら ず、 他の条例で定める職にあっては、 当該者を採用しようとする短時 以下同じ。 当該任: 従前の勤務実績その 命 に係る旧地方公務員法定年 権 者 0 属する地 他の人事委員会規則で定める情報に基づ 方公 間 条例で・ 共 勤 団 務 一体に 0 相当 定め 職 お (新 る年 年齢 地 け 方 地 る 齡) 公務員法第二十八条 方 附 (短時 公務員法第二十二 則 をいう。 第 間勤務の 兀 条第 次条第 職 項
- 体に 定 8 め てい 職に係る新地方公務員法定年相当年齢 令和十四 勤 るところに おける附則第四 務の るものとした場合における新地方公務員法第二十 に達してい 職に採用することができる。 年三月三十一日までの間、 より 、る者 条第二項各号に掲げる者のうち、 従 (新 前 0 地方公務員法第二十 勤務実績その 任命権者は、 他の 短 時 人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、 間勤務 二条 の四 新 特定年齢 の職を占める職員が、 地方公務員法第一 八条の六第一 第 項 0 到達年度の 規定により 項 <u>+</u> 及び 末日までの間にある者であ 一条の 当 第三項の規定に基づく定年をいう。 常時勤務を要する職でその職務が当該短時 該 短 兀 第四 時 間 勤 項の規定にか 務 の職に採用することができる者を除 年を超えない範囲内で任期を定め、 つ かわらず、 て、 当 該 ば者を採 次条第三項 当 該 任 間 用しようとする 命 勤 権 及び 務 者 の職と同 0) 第四 属する地 < 項 を、 種 短 方公 当該 お 時 \mathcal{O} 職 間 条 1 例 て同 を占 共 短 勤 時 団 務

2

3 前 項 0 場合においては 附則第四条第三項 及び第五 項 の規定を準用する。

第七 者を、 \otimes 定 甪 年 す うる新 条例 齢 到 方 地方 公共 で 達 定 年 間 8 度 公務員法第二十二条の 団 0 るところにより 体 末 0 日 組 にまでの 合を組織する地 間 にある者であって、 従 兀 前 地方公共]第四 0 勤 3務実績 項 0 団 規 体 定に その 0 当 任 一該者 他 カゝ 命 0 カゝ 権 人事委員会規則で定める情 を採用しようとする短 わらず、 者 は、 前 当該地方公共団 条第 項 0 規 時 定によるほ 間 体 報に の組 勤 務 の職 合に 基づく選考により、 か、 おけ に係る旧 新 地 る附則第四 方公 地方公務員 一務員 【法第二 条第 年 · を超 法定 一十二条 項各号に掲げる者のうち えなな 年相当年齢 い 0 範囲 五. 第三 内で任期 に達 してい ※を定 る 7

当

該

短

時

勤

務

の職に採用することができる。

2 年 -二条の 条例で定めるところにより、 地 方公公 到 兀 年 共 - 度の 団 第 应 体 0 末日までの間にある者であって、 項 0 組 規定 合の任 に か 命権者は、 かわらず、 従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則で定める情報に基づく選考により、 前 当該 条第 地 項 方 当 公共団 の規定によるほ 一該者を 体 採用しようとする短時 0) 組合を組織する地 か、 新 地方公務員法第二十二条の五第三項におい 方公共団体に 間勤務の職に係る旧地方公務員法定年 おける附 則 第四 条第 て準用 項 各号 -相当年 一年を超えない する新 に 掲 -齢に達 げ る者 地 方公務員法第二 してい のうち、 範囲内で任 る者を 定

期

を定め、

当

該

短時

間

勤

務

の職に採用することができる

- 3 を、 員 第二項各号に掲げる者のうち、 第二十二条の五第三項に 令和十 (法定年相当年齢に達している者 ī該短時 条例で定めるところにより、 应 間勤 年三月三十一 一務の職に採用することができる。 日までの おいて準用する新地方公務員法第二十二条の 特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、 間、 従前の (新地方公務員法第二十二条の 地方公共団体の組合を 勤務実績その 他 0) 人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、 組 織する地方公共団 五第 匝 項の]第四 |項の 規定により当該短時間勤務の 規定に 体の任命権 当該者を採用しようとする短時間 かかわらず、 者は、 前条第二項 当該地方公共団 職に .採用することができる者を除 \hat{O} 年を超えない 規定による 体 勤務 0 組 の職 合に ほ 範 か、 囲内で任期を定め に係る新地方公務 お け 新 る附則 地方公務 第四 蒷 条 法
- を、 期 法定年相当 令和十四 二項 · て準 で定め、 条例で定めるところにより、 、各号に掲げる者のうち、 甪 年三月三十一日までの間、 する新地 当該短時間勤務 年齢に達している者 方公務員法第二十二条の四 0 職に採用することができる。 特定年齢到達年 従前の勤務実績その他の地方公共団 (新地方公務員法第二十二条の五第) 地方公共団 第四 度 0 体 末 項 0 の規定にかかわらず、 日 組 までの間にある者であって、 合 Iの任: 命権者は、 体の 一項の 前条第一 組 合 規定により当該短時間勤務の 当該地方公共団 0 規 一項の規定によるほ 則 当該者を採用しようとする短時 で定め る情報に基づく選考により、 体の組合を組織する地方公共団 か、 職に採用することができる者を除く。 新 地方公務 間 員 勤務 法 第二十二条の 年を超えない の職に係る新 体における附則 五. 地方公 範囲 第 第四 内で 項 務 条
- 5 前各項の場合においては、附則第四条第三項及び第五項の規定を準用する。

第

- 九 範 がびに第 囲内で」 基づき学 \mathcal{O} 採用に 大学 長が つい とあるのは 条第一 定め ての 育公務員特例法 項 附則第四条から第七条までの規定の適用については、 る 任期 から第四 「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもって」 をもって」と、 項までの (昭和二十 規 -四年法: 定中 同 条第三項 任 律第 期を定め」 (附則第五条第五 号) 第二条第一 とあるの 項、 項に規定する公立学校であるものに は 附則第四条第一 「教授会の 第六条第三項及び第七条第五項において準用する場合を含む。 と 議に基づき学長が定め 附則第五条第一 項及び第二項中 項から第四項まで、 「任期を定 る任 限る。 期) の 同 をもって」 め とあるのは 条第二項に規定する教 第六条第 とする 「教授会の 項 父び 第1 中 議 員
- 2 (略)

3

及 び第六条の規定の適用については 地 方教育 行 政 0 組 織 及び運営に関 する法律 附則第四条第一項及び第二項並びに第六条第一 昭 和三十 一年 法律第百六十1 号) 第三十七条第 項及び第二 項中 項に規定する県費負担 「当該任命権者の属する地方公共団 教職員に対する附則 体 第四 とあ 条

るの は 市 町 村」と、 「採用しようとする」とあるのは 「採用しようとする当該市町村を包括する都道府県の 区 域内の市 町 村 の」とする。

4~7 (略)

第百八 \bigcirc 地方自治法 十条の四 (昭和二十二年法律第六十七号)【地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)による改正後】(抄) 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、 その相互の間に権衡を保持するため、必要があると

認めるときは、 局等」という。 当該)の組織 普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関 事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧 (以下本条中 「事務

2 限に属する事項の中政令で定めるものについて、 普通地方公共団体の委員会又は委員は、 事務局等の組 当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、 織 事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員 又は変更しようとする場合においては、 予め 0 当 権

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

告することができる

第二百九十二条 ては都道府県に関する規定 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、 市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、 都道府県の加入するものに その他のも のにあつては町 あ

〇 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄

に関する規定を準用する。

第百三十二条 定数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、 地方自治法第百八十条の四第二項に規定する同条第 次のとおりとする。 項の事務局等 〇 以 下 「事務局等」という。 0) 組 織 事務局等に属する職 員の

一~五 (略)

六 定年による退職の特例及び定年退職者の再任用の基準に関する事項

七 (略)

第百四十条の三 員 一条の規定による改正前の地方自治法附則第八条の規定により官吏とされていた職員及び警察法 同 一条第四項に規定する監査委員を除くものとし、 地方自治法第百九十六条第二項に規定する当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体の 地方分権の推進を図るための関係法律 の整備等に関する法律 (昭和二十九年法律第百六十二号) 第五十六条 平 成 十一年法律第八 十七号) 常勤の 職

第 項に規定する地方警務官を含む。 $\overline{}$ 及び地方公務員法第二十八条の五第 項に規定する短時間勤務の 職 を占める職員とする。

(外部監査契約を締結してはならない普通地方公共団体の職員であつた者の範囲

第百七十四条の四十九の二十二 規定する短時間勤務の職を占める職員とする。 八条の規定により官吏とされていた職員及び警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官を含む。) 該 [普通地方公共団体の常勤の職員 地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第八号に規定する当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるもの (地方分権 の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正前の地方自治法附則第 及び地方公務員法第二十八条の五第 項に は、

 \bigcirc (大学院修学休業の許可及びその要件等) 教育公務員特例法 (昭 和二十四年法律第一号) 【地方公務員法の 部を改正する法律 (令和三年法律第六十三号) による改正後 (抄)

第一 諭等」という。)で次の各号のいずれにも該当するものは、 、短期大学を除く。 大学院の課程等」という。)に在学してその課程を履修するための休業 十六条 公立の小学校等の主幹教諭、 <u></u>の 大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程 指導教諭、 教諭、 養護教諭、 任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、 栄養教諭、 (以 下 主幹保 「大学院修学休業」という。 育教諭、 指導保育教 諭、 (次項及び第二十八条第 をすることができる。 保育教 諭 又は 講 師 (以 下 二項 べにおい 一幹教 大学

一~三 (略)

兀 条件付採用期間 中の 者、 臨 時的に任用された者、 初 任者研修を受けている者その他政令で定める者でないこと。

2 (略)

○ 教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)(抄)

(大学院修学休業をすることができない者)

第六条 法第二十六条第一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

(略)

了日から起算して一年以内に定年退職日 許可を受けようとする大学院修学休業の期間 (地 方公務員法第二十八条の二第一 の満了 。 日 (以下この号において「休業期間満了日」 項に規定する定年退職日をいう。 という。 第四号に 0) 前日 までの間又は休業期間 お いて同じ。 が到来す 満

二 (略)

る者

兀 地方公務員法第二十八条の三の規定により定年退職日 の翌日以降引き続き勤務している者

五. 項 地方公務員法第二十八条の四第 Ô 規定により読み替えて適用する場合を含む。 項若しくは第二十八条の五第)又は第二十八条の六第一 項 (これらの規定を地方教育行政 項若しくは第二 一項の規定により の組 温織及び 採用された者 運営に関する法律第四 -七条第

(教育公務員に準ずる者)

第八条 (略)

2 (略)

とができる。

3 は、これらの規定により読み替えられた地方公務員法の各規定に規定する権限) 第一項の場合において、 次の表の上欄に掲げる者は、 同表の中欄に掲げる法の規定に規定する権限 の全部又は 部を、 それぞれ同 (法第八条第一項及び第三項の 表の下欄に掲げる者に委任するこ 規定にあつて

受 略 長	三条第五頁、第五条の二第一頁及び第八条第三略)	及び 第 学
(略)	(略)	(略)
教授会	第三条第五項、第五条の二第一項及び第八条第三項	大学内の他の機関 当該教授会に属する教員のうちの一部の者で構成する会議その:

 \bigcirc 正する法律の施行に伴 選挙法施 行令 (昭和二十五年政令第八十九号) う関 係政令の整備等及び経過措置に関する政令 【国家公務員法等の一 (令和四 部を改正する法律及び国会職員法及び国家公務員退職 年政令第百二十八号) による改正後 (抄) 手当法 の 部 を

(立候補できる公務員)

7九十条 (略)

2

条の ŋ に規定する 補並びに臨時又は非常勤 特定地方独立行政法人をいう。 八十五号) P. 措置法 ^自衛官となつている者を含む。)、即応予備自衛官 法第八十九条第一項第三号の規定によつて、 Ŧ. 第 (昭和二十六年法律第二百九十九号) において準用する場合を含む。 行政 項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。 第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職 執行法人をいう。 の国若しくは地方公共団体の公務員 以下この条において同じ。 若しくは特定地方独立行 在職中、 (同法第七十五条の四第三項の規定により自衛官となつている者を含む。) 及び予備自 公職の候補者となることができる者は、)の役員若しくは職員 自衛隊法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十八)又は行政執行法人 政法人 (国家公務員法 (地方独立行政 (昭和二十二年法律第百二十号))に規定する短時間勤務の官職、 (独立行政法 (国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の 以法人法 (平成-人通則法 予備自衛官 十五年法律第百十八号) 伞 成十一年法律第百三号) (自衛隊法第七十条第三項の規定によ 第六十条の二第一 国会職員法 第二条第二項に規定する 昭昭 項 和二十二年法律第 (裁判 第二条第四 所職員臨 官職 1衛官 項

又は地方公務員法第二十八条の五第一 項に規定する短時間勤務 の職を占める者を除く。)で次に掲げる者とする。

一~三 (略)

3·4 (略)

○ 農業改良助長法施行令(昭和二十七年政令第百四十八号)(歩

(普及指導手当の支給の要件)

第四条 規定する短時間勤務の職を占める職員として、 法第十一条の政令で定める要件は、 都道 農林水産省令の定めるところにより、 府県の常 勤の職員又は地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 専ら法第八条第二項各号に掲げる事務に従事していることと 第二十八条の五第 項に

 \bigcirc (教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施 行令 (昭和三十三年政令第二百二号)

抄

第九条 係る場合にあつては校長、 勤務の職を占める者 る数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。 定する養護教諭等をいう。 校並びに中等教育学校の前期課程 講師、 法第十七条第一 寄宿舎指導員、 (以下この項において 項の規定により教職員の数を校長、 学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法 教頭及び教諭等、 以下この項において同じ。 (共同調理場を含む。 「短時間勤務職員」という。 養護教諭等、 の教職員の数に係る場合にあつては校長、 栄養教諭等又は事務職員の別、 副校長、 栄養教諭等、 教頭、 (昭和二十五年法律第二百六十一)の数に換算する場合においては、 寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、 主幹教諭、 指導教諭 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に 教諭、 号) 教頭及び教諭等、 養護教諭、 第二十八条の五第一 公立の小学校、 第一号に掲げる数が第二号に掲げ 栄養教諭、 養護教諭等 中学校及び義務教育学 助教諭、 項に規定する短時 (法第八条に規 養護助 教 間 諭

一·二 (略)

2

略

○ 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)(抄)

(救急隊の編成及び装備の基準)

第四十四条 (略)

2~5 (略)

6 第二項の准救急隊員は、 次の各号の ず れかに該当する消防職員 (消防吏員を除 き、 常勤 の職員及び地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六

+ 一 号) 第二十八条の五第 項に規定する短 時 間 勤 務 の職を占める職員に限る。 をもつて充てなけれ ばならない。

一・二 (略

 \bigcirc 公立 が職員定数の |高等学校の適 短時 門勤務 正 配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令 の職を占める者等の数への換算の 方法) (昭和三十七年政令第二百十五号) 抄

第三条 校長、 学校の高等部の 実習助手、 が第 教諭等、 法第二十三条第一 二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。 (以下この項において「短時間勤務職員」という。) の数に換算する場合においては、 寄宿舎指 教 養護教諭等 職 ・員の数に係る場合にあつては校長、 導員又は事務職員で地方公務員法 項 の規定により教職員の数を校長、 (法第十条に規定する養護教諭等をいう。 (昭和二十五年法律第1 教諭等、 副校長、 養護教諭等、 以下この項において同じ。 教頭、 主幹教 一百六十一 実習助手、 論、 号) 指 寄宿舎指導員又は事務 導 第二十八条の 教 公立の高等学校の教職 諭、 教 実習助手又は事 諭 養護 五. 第一 教 職 項 諭 員 に規定する短時間 務職 の別ごとに、 員の数に係 助 教 員の別、 諭 養 る場合にあつては 護 公立 第 助 勤務 教 号に掲げる $\overline{\mathcal{O}}$ 諭 特 \mathcal{O} 別支援 職 を占 師

- ・ (略)

2

略

(刑に処せられた場合等の給付の制限)

 \bigcirc

地方公務

員等

· 共済組·

合法施行令

(昭和三十

七

年政令第三百五十二号)

第二十七条 年金 (終身退職年金に限る。 組合員又は組合員であつた者が次の各号に掲げる事由に該当した場合には、 以下この条において同じ。 $\overline{}$ 又は公務障害年金の 額のうち、 当該事由に該当したとき以後、 当該各号に定める金額を支給し その組 な 合員 期 間 係 る退

(略)

間 び はその翌日に再任用職員等となつた者を除く。 をいう。 再任用職員等」という。 合員期間 第四項 [に係る組合員期間の月数とを合算した月数] 行為に関する懲戒 組合員が法第百十一条第一項 の月数 (において「懲戒処分」という。) によつて退職した場合 以下この号及び第四号において同じ。)又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日 (地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員 処分によつて退職した場合に)である組合員 (法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定する懲戒処分 (職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当) が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続 が組合員期間 あ いつては、 当該引き続く在職 の月数のうちに占める割合を乗じて得た金額 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、 期 間に係る組合員期間の月数と当該再任用 (地方自治法第二百四条第二項に規定する退 (以下この号及び第四号におい 職員等としての その引き続く組 (以下この く在 職 在 期 . て 「 号及 間 手 期 当 中 又

職

イ・ロ (略)

三 (略)

兀 る組合員期間の月数 み替えて適用される場合を含む。)に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分 き続く在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての 手当支給制限等処分に相当する処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続く在職 組合員 「退職手当支給制限等処分に相当する処分」という。)を受けた場合 (退職した後に再び組合員となつた者に限る。) 又は組合員であつた者が法第百十一条第一 (当該職員である組合員が当該引き続く在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、 在職 次に掲げる給付の区分に応じ、 :期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数) 項 (法第百四 それぞれ次に定める金額に、 十二条第二項 が組合員期間 期 別間に係 当該 該 0 退 月 议 数 引 職

イ・ロ (略)

のうちに占める割合を乗じて得た金額

2~4 (略)

5 百十三条第六項に規定する職員団体 職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の処分若しくはこれに相当する処分を受けた期間の という。)である組合員については、 第一項第二号に規定する引き続く組合員 (同 その専従職員であつた期間の月数又は日数を控除した月数又は日数による。 1項に規定する職員団体をいう。 (期間の月数、 同号及び同項第四号に規定する引き続く在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用 以下同じ。 の事務に専ら従事する職員 (以下この項におい 日数 て 「専従職 多は、 法第

6~8 (略)

(団体組合員に係る長期給付等の取扱い)

第五 二十七条第 条において同じ。)に係るものの管理及び運用又は団体組合員に係る長期給付についての第一条、 地方職員共済 項及び第四項の規定の適用につい 組 合の業務上の余裕金で団 ては、 体 次 組 の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 合 員 (法第百四十 应 条のコ 項に規定する団体組合員をいう。 第十六条第一 は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句 項、 第十六条の二第 以下この条及び第六十五 一項並びに第

とする。		
(略)	(略)	(略)
第二十七条第一項第二号	法第百十一条第一項(法第百四十二条第二項の規定	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事
	により読み替えて適用される場合を含む。)に規定	由により解雇された
	する懲戒処分(以下この条において「懲戒処分」と	
	いう。)によつて退職した	

(略)		
(略)		懲戒処分によつて退職した
(略)	由により解雇された	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事

○ 職員の兼業の許可に関する政令(昭和四十一年政令第十五号)(抄)

(権限の委任)

第一条 (略)

2

第一項の規定により置かれる委員会の委員若しくは同項の規定により置かれる委員又は地方公務員法 長に委任することができる。 八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。 内閣総理大臣は、 前項の規定によるほか、 職員が地方公共団体の非常勤の職員 の職を兼ねる場合における兼業の許可に関するその権限を当該職員の所轄庁の (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十 兀

○ 地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)(抄)

(職員)

第一 形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものは、 条 地方公務員災害補償法 (以 下 「法」という。)第二条第一 項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤 次に掲げる者とする。

地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十八条の五第 項に規定する短時間勤務の職を占める者

二 (略)

2 (略)

 \bigcirc 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定め

る政令 (平成十六年政令第百五十七号) (抄)

(定義)

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 第二条第三項に規定する教職員のうち、 般教職員 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号。以下「標準法」という。) 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) (平成十四年法律第四十八号) 第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の六第 第四条の規定により採用された者以外の者をいう。

二 〜 略

五. 同 教職員等」という。) の実数の合計数から地方公務員の育児休業等に関する法律 るものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに標準法第十八条第一号及び第四号から第六号までに掲げる者 定した数、 0 をしている者 した数、 [行休業者」という。)、 小学校、中学校及び義務教育学校にあっては、 実数の合計数を減じた数をいう。 都道 4頭、 府 標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算 主幹教諭 県 地方教育行政 教員算定基礎定数 (以下「育児休業者」という。 指 導教諭、 の組織及び運営に関する法律 同法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた者 教諭、 各都道府県ごとに、 養 護教 諭 特定教育課程担当教職員であるものに限る。 地方公務員法第二十六条の六第 助 教諭、 当該年度 昭 和 養護助教諭及び講師 の五月 三十一 年法律第百六十二号) 一日現在におい (第十三号において「校長及び (以 下 (平成三年法律第百十号) 項の規定により配偶者同行休業をしている者 て、 都道府県及び市町 「専従職員」 第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられ)について、 という。 村の 第二条第一項の規定により 標準法第六条の二の規定により 教諭等」 設 その他文部科学省令で定める者 置する小学 という。) 校等の (以 下 (以 下 (都) 校長、 「産休代 育児休業 道 「配偶者 府県立 副 算定 校長

六~十九 (略

 \bigcirc

义 置に関する政令 [るための厚生年金保険法等の 被用者年 金制 度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 (平成二十七年政令第三百四十七号) 部を改正する法律の 抄 部を改正する法律の 部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び 施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関 被用 者年金制 度の する経 元化等 過

改 正前地共済法による職域加算額に係る改正 前地共済法等の規定 の読替え

第七条 定中 前地 峝 共 介済法、 表の中 平 成 $\overline{+}$ ・欄に掲げる字句は、 改 匹 正 前 年 <u>-</u> 元 地 共済施行法及び改正前昭 化 法 附 則第六十条第五 それぞれ同 表の下 和六十年地共 項 の規定により改 欄に掲げる字句とする。 済改 正法の規定の 正前地共済法による職 適 用については、 域 加算 額に 同項の規定によるほ ついてなおその 効力を有するものとさ か、 次の 表 の上欄に掲げる れた改正 規

3

(略)

2 共済令の規定の適用については、 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地 次の表の上欄に掲げる改正前地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句と

する。		
(略)	(略)	(略)
第二十七条第一項第二号から第	退職共済年金又は障害共済年金の	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額
四号まで	額	
第二十七条第二項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第二十七条第四項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え)

第十四条 (略)

2 地共済経過措置政令 の適用については、 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済令及びなお効力を有する改正前昭和六十一年 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 (同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十一年地共済経過措置政令をいう。 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 以下同じ。 の規定

(略)	(略)	(略)
なお効力を有する改正前地共済	(略)	(略)
令第二十六条の二十八の表法第		
九十条第六項の項		
なお効力を有する改正前地共済	(略)	(略)
令第二十七条第三項及び第四項	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)